



平成 20 年 4 月 23 日

各 位

上場会社名	株式会社エディオン
代表者名の役職氏名	代表取締役社長 久保 允誉
コード番号	2730(東証・名証 各市場第一部)
問い合わせ先	財務経理部長 兼 内部統制推進室長 麻田 祐司
電話番号	06-6440-8714 (代表)

2013 年 5 月 10 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 23 日開催の当社取締役会において、2013 年 5 月 10 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景：当社の経営戦略】

当社は、「買って安心、ずっと満足」を経営理念とし、お客様に安心して商品をお買い求めいただくだけでなく、商品の寿命が尽きるまで、常に最良の状態でお使いいただけるサービス体制の強化に取り組んでいます。この「買って安心、ずっと満足」の理念のもとお客様満足を追求し、「お客様の豊かな暮らしを永続的に支える企業」でありたいと考えております。

当社は 2002 年 3 月に株式会社デオデオ（本社：広島県廿日市市）と株式会社エイデン（本社：愛知県名古屋市）が株式移転によりエディオンを設立したことで誕生し、その後も 2005 年 4 月に株式交換により株式会社ミドリ電化（本社：兵庫県尼崎市）を完全子会社として事業統合を行ったほか、2007 年 1 月に株式会社三石電化センター（本社：静岡県三島市）の子会社化、同年 2 月に株式会社ビックカメラ（本社：東京都豊島区）との資本業務提携、同年 3 月に石丸電気株式会社（本社：東京都千代田区）の子会社化、同年 6 月に株式会社サンキュー（本社：福井県福井市）の子会社化を行うなど事業基盤の拡充を図っています。さらに、仕入統合によるスケールメリットの確保やグループ内での販売ノウハウの共有、システム統合による業務の効率化など、より大きな事業統合効果の創出に取り組んでおります。

当社は中期ビジョンとして「売上高 1 兆円、経常利益率 5%」を目標に掲げており、積極的な出店、既存店成長の確保、M&A 等による事業規模の拡大を実施する一方で、業務効率の改善や間接材の共同調達等によるコスト低減、在庫の圧縮等による資産効率の改善等により持続的な収益力の向上を目指しています。

事業規模の拡大については、全国で業界 No. 1 の 1,000 店舗を超えるネットワーク（2008 年 3 月末時点）を構築しており、今後、積極的なスクラップアンドビルド等により既存店の強化を図るとともに新しいエリアへの出店を積極的に進め、さらなる店舗ネットワークの拡大を目指しております。特に関東エリアを重点戦略地域として掲げており、2007 年 10 月に当社子会社として株式会社東京エディオン（本社：東京都千代田区）を設立し、同年 11 月には第 1 号店として「エディオン高井戸店（東京都）」、2008 年 2 月には「エディオン港北センター南店（神奈川県）」をオープンしたほか、東京エディオンへ当社グループの関東エリア既存店舗の譲渡を進めており、「エディオン」のストアブランドによる店舗ネットワークの構築を進めております。

ご注意：この文書は、当社が 2013 年 5 月 10 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

また、家電商品を中心としながら、玩具、ソフト、家具・インテリア、住設などの新業態開発においても、グループ各社のノウハウと経験を生かし、これらを総合的に取り扱う大型複合店の出店も積極的に進めており、2006年春には「ミドリ豊中店（大阪府）」「エイデン豊田本店（愛知県）」、2007年春には「デオデオ高松春日店」をオープンしました。また、2008年秋には「デオデオ倉敷新本店（岡山県）」、「エイデンサントムーン柿田川店（静岡県）」のオープンを予定しております。同時に、商圈規模に応じた規模の店舗の出店を行うことで、各エリアのシェアの拡大を図っております。また、642店舗（2008年3月末現在）ある小型フランチャイズ店の加盟店舗をさらに拡大し、直営店と連携しながら修理やきめ細かいサービス提供を行うことで、地域密着サービスの強化を図ってまいります。

収益力の向上については、事業統合によるスケールメリットを活かし、仕入統合による原価の低減を図っているほか、当社独自のオリジナル商品の開発に取り組むことで粗利率の向上に取り組んでおります。また、事業会社間で重複する業務の統合を進めており、直間比率の改善による経費の削減に取り組んでおります。そのほか、現在、統合情報システムの開発を進めており、これによるオペレーション効率の改善および生産性の向上を行い、収益力を強化してまいります。

当社グループは、今後もグループとしての収益力を高め、「買って安心、ずっと満足」の経営理念のもとお客様満足を追求し続け、大型家電量販店のトップブランドとなることを目指してまいります。

【本新株予約権付社債を発行するにあたっての当社の狙い】

資金調達手段の選択にあたり、当社は中長期的な金利上昇が予想されるなか、既存株主に配慮し、希薄化を抑制した負債性の長期資金を、できる限り低コストで調達できる手法を検討した結果、本新株予約権付社債の発行を決定いたしました。本新株予約権付社債は、ゼロクーポンで発行されるため、金利負担を抑制しながら設備資金に充当することで、財務安定性を高めることができます。

また、新株予約権の行使時期が分散されることによる株価への影響の低減が期待できるとともに、将来的には自己資本拡充が期待できます。

【調達資金の使途】

本資金調達による発行手取金は、主として新規出店投資資金に12,000百万円及び残額を当社グループ統合新システムへの投資資金に充当する予定です。

記

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 社債の名称 | 株式会社エディオン 2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。） |
| 2. 本社債の払込金額 | 本社債の額面金額の100% |
| 3. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭 | 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。 |
| 4. 本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日（発行日） | 2008年5月9日 |

ご注意：この文書は、当社が2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

5. 募集に関する事項

(1) 募集の方法

単独ブックランナー兼共同主幹事引受会社である Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch (以下「Daiwa Securities SMBC Europe」という。) 及び共同主幹事引受会社である Nomura Bank (Switzerland) Ltd. (両者を合わせて以下「買取人」と総称する。) の総額買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場 (但し、アメリカ合衆国を除く。) における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前 8 時 (日本時間) までに行われるものとする。なお、当社は、買取人に対し、2008 年 5 月 2 日正午 (ジュネーブ時間) までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額 20 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

(2) 本新株予約権付社債の募集価格 (発行価格)

本社債の額面金額の 102.5%

6. 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本社債の額面金額合計額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使の結果単元未満株式が発生する場合には、当社は会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 本新株予約権の総数

各本社債に付する本新株予約権の数は 1 個とし、2,600 個及び上記 5(1) 記載の買取人の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を 5,000,000 円で除した個数並びに代替新株予約権付社債券 (本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約券付社債券をいう。以下同じ。) に係る本社債の額面金額合計額を 5,000,000 円で除した個数の合計数を発行する。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- ① 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- ② 転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が当社取締役会の授権に基づき投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と買取人との間で締結する社債買取並びに支払及び行使請求受付代理契約書 (以下「買取契約書」という。) の締結日の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」という。) における当社普通株式の普通取引の終値 (以下「終値」という。) に 1.1 を乗じた額を下回ってはならない。
- ③ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式 (当社が保有するものを除く。) の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

ご注意：この文書は、当社が 2013 年 5 月 10 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の場合にも適宜調整される。

- (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (5) 本新株予約権を行使することができる期間
- (6) その他の本新株予約権の行使の条件
- (7) 本新株予約権の行使請求受付場所
- (8) 組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付
- 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2008 年 5 月 23 日から 2013 年 4 月 26 日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）までとする。但し、(i) 下記 7(4)②乃至⑦記載の本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の 5 営業日前の日の銀行営業終了時（ジュネーブ時間）まで、(ii) 下記 7(4)⑧記載の本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のために Daiwa Securities SMBC Europe に引き渡された時まで、また (iii) 下記 7(4)⑨記載の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2013 年 4 月 26 日より後に本新株予約権を行使することはできず、また、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日から 14 日以内のいずれかの日に先立つ 30 日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することができないものとする。
- 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch
- (イ) 組織再編等（下記 7(4)④に定義する。）が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ (iii) 当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用（租税を含む。）を当社又は承継会社等が負担せずに実行可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が Daiwa Securities SMBC Europe に対して下記 7(4)④(b)記載の証明書を交付する場合には、適用されない。
- 「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。
- (ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
- ① 新株予約権の数

ご注意：この文書は、当社が 2013 年 5 月 10 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

- ② 新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記6(3)③と同様の調整に服する。
 - (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - (ii) 上記(i)以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合により効力発生日から14日以内の日）から、上記(5)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付

ご注意：この文書は、当社が2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

7. 本社債に関する事項

(1) 本社債の総額

130億円及び上記5(1)記載の買取人の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 各本社債の額面金額

5,000,000円

(3) 本社債の利率

本社債には利息を付さない。

(4) 償還の方法及び期限

① 満期償還

2013年5月10日に、本社債の額面金額の100%で償還する。

② 130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、終値が、30連続取引日（以下に定義する。）にわたり当該各取引日に適用のある上記6(3)②記載の転換価額の130%以上であった場合、本新株予約権付社債の所持人に対して当該30連続取引日の末日から30日以内に償還日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知を行ったうえで、2011年5月9日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額で繰上償還することができる。なお、「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

③ 税制変更による繰上償還

当社は、日本国の税制の変更等により、当社が下記(7)①記載の追加額の支払義務が発生したこと又は発生することを Daiwa Securities SMBC Europe に了解させた場合には、本新株予約権付社債の所持人に対して償還日に先立つ30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額で繰上償還することができる。

④ 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が Daiwa Securities SMBC Europe に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(3)②記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応

ご注意：この文書は、当社が2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(3)②記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）における、(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iii)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）、(iv)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議の採択を総称する。

⑤ 上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が金融商品取引法に従って当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の決済開始日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を上記④記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の160%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本⑤に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等が当該決済開始日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債の所持人に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が上記④及び本⑤の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記④の手続が適用されるものとする。

⑥ クリーンアップ条項による繰上償還

ご注意：この文書は、当社が2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額で繰上償還することができる。

⑦ 本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その保有する本社債を2011年5月9日に額面金額で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、2011年4月9日から2011年4月20日までの間に償還請求書とともに当該本新株予約権付社債券を Daiwa Securities SMBC Europe に預託することを要する。

⑧ 買入消却

当社又は当社の子会社は、スイス中央銀行の規制に従い、Daiwa Securities SMBC Europe を通して、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買い入れることができる。当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合、当社又は当社の子会社は、買い入れた本新株予約権付社債を消却のために Daiwa Securities SMBC Europe に引き渡すことができ、Daiwa Securities SMBC Europe は、引き渡された本新株予約権付社債に係る本社債を直ちに消却するものとする。

⑨ 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項所定の一定の事由が発生し、Daiwa Securities SMBC Europe が残存本社債の期限の利益喪失宣言の通知をした場合には、当該通知を受領してから15日以内に当該事由を治癒し、又は本新株予約権付社債の要項所定のその他の措置をとらない限り、当社は、残存本社債の全部につき期限の利益を失い、額面金額で償還しなければならない。

(5) 本新株予約権付社債券の様式

本新株予約権付社債については、無記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとし、本新株予約権付社債の所持人は本新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。

(6) 本社債の担保又は保証

なし。

(7) 特約

① 追加額の支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税当局により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要となった場合には、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債の所持人に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

② 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社は、現在又は将来の外債（以下に定義する。）又は外債に関する保証を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も付さないものとする。但し、(a) 当該担保を本新株予約権付社債にも同時に同等に付す場合又は

ご注意：この文書は、当社が2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

(b) Daiwa Securities SMBC Europe が十分と判断するその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合若しくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認されたその他の担保若しくは保証を本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

「外債」とは、社債、ノート又はディベンチャーにより表章される債務（日本法上の社債に該当し1年超の満期を有するものとする。）のうち、(i) 外貨建てのもの、又は(ii) 円貨建てでその額面総額の過半が当社により若しくは当社の承認を得て当初日本国外で募集若しくは販売されるものをいう。

(8) 本 社 債 の 償 還 金 Daiwa Securities SMBC Europe Limited, London, Geneva Branch
支 払 場 所

8. 上 場 該当事項なし。
9. 安 定 操 作 取 引 該当事項なし。
10. その他本新株予約権付社債発行に関する必要事項は、当社代表取締役社長が決定する他、買取契約書に定めるところによる。

以 上

ご注意：この文書は、当社が2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

(ご参考)

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取金概算額 12,980 百万円(上記 5. (1)記載の買取人の権利が全額行使された場合には 14,980 百万円)については、新規出店投資資金に 12,000 百万円及び残額を当社グループ統合新システムへの投資資金として充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

新規出店投資資金及び当社グループ統合新システムへの投資資金として充当することで、収益向上につながるものと考えております。調達資金を有効に活用し、中期目標である、売上高 1 兆円、経常利益率 5%の早期実現を達成したいと考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、グループとして安定的な経営基盤の確保に努めるほか、株主様に対する株主還元を経営の重要課題と考えており、1株当たりの利益を高め、半期毎に安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は「取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株主質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後のグループ統合、経営基盤強化に役立てることとし、将来における株主様の利益確保に役立てる所存であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

(連結)	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	60.58 円	76.98 円	69.76 円
1 株当たり配当額 (内 1 株当たり中間配当額)	20.00 円 (10.00 円)	20.00 円 (10.00 円)	20.00 円 (10.00 円)
実績配当性向	33.0%	26.0%	28.7%
自己資本当期純利益率	4.9%	7.0%	5.6%
純資産配当率	1.6%	1.7%	1.6%

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 実績配当性向は、当該決算期の 1株当たり年間配当金を当該決算期末の 1株当たり当期純利益で除した数値であります。

3. 自己資本当期純利益率は、平成 17 年 3 月期については、当該決算期の当期純利益を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であり、平成 18 年 3 月期及び平成 19 年 3 月期については、当該決算期の当期純利益を自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社が 2013 年 5 月 10 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。

4. 純資産配当率は、平成17年3月期については、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均)で除した数値であり、平成18年3月期及び平成19年3月期については、当該決算期の普通株式に係る1株当たり配当金を1株当たり純資産(期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の平均)で除した金額であります。

3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額及び発行総額の確定後、お知らせいたします。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンス

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価の推移

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始 値	1,420 円	2,810 円	1,621 円	922 円
高 値	2,985 円	3,000 円	1,695 円	1,098 円
安 値	1,245 円	1,313 円	839 円	904 円
終 値	2,820 円	1,645 円	922 円	1,081 円
株 価 収 益 率	36.63 倍	23.58 倍	—	—

(注)1. 平成21年3月期の株価については、平成20年4月22日現在で表示しています。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期末の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。なお、平成20年3月期及び平成21年3月期については未確定のため記載しておりません。

(4) その他

該当事項はありません。

以上

ご注意：この文書は、当社が2013年5月10日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集は行われません。また、米国における証券の募集も行われません。